

農業競争力強化支援法

事業再編計画（様式第一）記入例

平成29年9月

農林水産省

○事業再編計画（農業競争力支援法施行規則 様式第一）記入例

（記入例）

様式第一（第4条関係）

事業再編計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

農業競争力強化支援法第18条第1項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業再編の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

我が国の配合飼料製造量は、昭和63年度をピークに、その後は家畜飼養頭羽数の減少に伴って緩やかに減少しており、近年は2,300万トン台で推移している。国際化が進展する中、畜産業の競争力強化は喫緊の課題であり、配合飼料製造業についてもそれに対応していくことが必要である。

また、アジアを中心として日本の農畜産物の輸出の取組が進展する中で、攻めの畜産業を支える基盤として、配合飼料製造業の品質向上、安全確保の取組がよりいっそう求められる状況下にある。

当社は配合飼料製造業を主な業務とする飼料会社であり、α地区を中核として全国に販売網を有している。これまで、β地区に販売網を持つB社と業務提携を進めてきたが、今般同社を吸収合併することにより事業を再編することとした。

（2）良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標

合併を機に、当社のX工場の閉鎖を進める。併せて、B社のY工場に設備投資を行い最新の設備を導入することにより、製造体制を最適化する。これにより販売価格の低減と品質の確保を両立させ、畜産業のコスト低減に貢献する。

当社は製造体制の最適化により、製造費・一般管理費を低減することで価格を低減させることとしており、販売価格引下げの指標として原料費/売上高比率をXX%からYY%に増加させることを目標とする（原料費の変動に応じて補正する）。

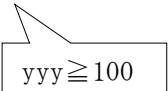
（3）生産性の向上に関する目標

生産性の向上に関しては、平成34年度には平成29年度に比べて、有形固定資産回転率をZZ%向上させることを目標とする。

（4）財務内容の健全性の向上に関する目標

財務内容の健全性の向上に関しては、平成34年度において当社の有利子負債はキャッシュフローのx倍、経常収支比率はyyy%となる予定である。


$$X \leq 10$$


$$yyy \geq 100$$

(申請書記入時の留意点)

共同で申請を行う場合は連名とすること。
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1. 事業再編の目標

(1) 事業再編に係る目標

事業再編に係る事業の目標(事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性)を要約して記載する。

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標又は農産物の合理化に関する目標

事業の方向性と具体的な取組内容に応じて任意の指標を設定し、数値目標を記載する。

(3) 生産性の向上に関する目標

①基準年度と、②目標年度(計画の終了年度)を明示し、③使用する指標を1つ事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針(平成29年農林水産省・経済産業省告示第4号)から選択し、その相対的な改善幅を記載する。(数値の絶対値の記載は原則不要)

(4) 財務内容の健全性の向上に関する目標

財務健全性については終了年度の数値を記載する。

(参照)

事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針(抜粋)

第1 事業再編の促進の実施に関する事項

2 目標の設定に関する事項

事業再編計画の期間は5年以内とし、その目標は(1)又は(2)に加えて(3)及び(4)の内容を事業再編計画に記載することが必要である。

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標

事業再編計画に記載する「良質かつ低廉な農業資材の供給」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の生産コストの低減に資するものをいう。

① 既存商品の価格の引下げ

② 既存商品より機能性や利便性を高めた新商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の生産コストの低減にどのように資するかの因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値(新しい取組の売上高等)により設定するものとする。

(2) 農産物流通等の合理化に関する目標

事業再編計画に記載する「農産物流通等の合理化」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展に資するものをいう。

① 販売委託料等の流通サービスに係る価格の引下げ

② 農産物の調達・販売方法の変更(農産物の品質、農業者の努力や創意工夫を評価した調達及び販売、農業者との直接取引又は長期契約による調達及び販売など)

③ 農産物の付加価値向上やその消費拡大に資する新商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展にどのように資するかの因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値(新しい取組の売上高等)により設定するものとする。

(3) 生産性の向上に関する目標

生産性の向上に関する目標は、次のいずれかの指標の値(事業再編計画の対象となる事業部門単位で算出した値)が事業再編計画の終了年度において基準年度(事業再編計画の開始の直前の事業年度)における値よりも向上することとする。

① 減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産の金額で除した値

② 有形固定資産回転率

③ 施設又は設備の稼働率

④ 従業員一人当たり付加価値額の値

⑤ 上記のいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標の値

(4) 財務内容の健全性の向上に関する目標

財務内容の健全性の向上に関する目標は、事業再編計画の終了年度において次の①及び②の両方を満たすことを原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

① 有利子負債合計額から現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が10以下となること。

② 経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

2. 事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 対象事業

配合飼料製造業

② 事業再編の内容

ア 事業構造の変更（法第2条第5項第1号）

当社は、B社との合併により、既存工場の閉鎖と設備投資を行うことで配合飼料の製造・供給体制の合理化を図るとともに、両社の技術力の相乗効果により更なる顧客対応力の強化を進める。

・会社合併

（存続会社）

名称：A社

住所：東京都〇〇区〇〇

代表者の氏名：〇〇〇〇

合併前の資本金：5億円

合併後の資本金：8億円

（消滅会社）

名称：B社

住所：〇〇県〇〇市〇〇区

代表者の氏名：〇〇〇〇

資本金：3億円

合併予定日：平成30年7月10日

イ 事業方式の変更（法第2条第5項第2号）

合併を機に、当社のX工場の閉鎖を進める。併せて、旧B社のY工場に配合飼料の加熱加工、成形ラインを一式増設する等の設備投資により最新の設備を導入し、近年需要が増加している加熱加工タイプの飼料の製造体制を強化する。併せて、GMPに対応したマネジメントシステムを構築し、認証を取得する。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても十分に持続可能なものと見込まれる。

また、一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

※

③ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組内容

上記イの取組により、製造・供給体制の合理化を図り、製造費・一般管理費を低減し、配合飼料販売価格の引き下げを進める。また、製造能力が向上した加熱加工タイプの飼料について、昨年末に発売した新商品を中心に、営業を行う。その際には、飼料効率の良さをアピールするとともに、顧客の飼養管理方法に適した飼料設計を提案する。

平均的な養豚農家の経営コストに占める飼料費の割合は約65%であり、販売価格の引下げにより経営コストを約2%削減することが可能であると見込まれる。

(2) 事業再編を行う場所の住所

A社本社 東京都〇〇区〇〇

A社X工場 〇〇県〇〇市〇〇町

B社本社 〇〇県〇〇市〇〇区

B社Y工場 〇〇県〇〇市〇〇区

2 (1) 事業再編に係る事業の内容

良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編に係る事業の内容を記載する。

- ① 事業再編計画の対象となる事業を明記する（農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第2条第7項の事業再編促進対象事業のいずれかに該当すること）。
- ② 法第2条第5項第1号の措置と同項第2号の農業生産関連事業の方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約して記載する。
また、次のイ、ロに関する説明を記載する（記入例※部分）。
 - イ 当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- ③ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。
また、次のいずれかの説明を記載する。
 - イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
 - ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の生産コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係

(2) 事業再編を行う場所の住所

この住所の欄には、実際に事業を行っている住所を記載する。

なお、計画に密接に関連する事業所・営業所について記載するが、この住所が多数にわたる場合には認定事業者、関係事業者等の本店所在地のみの記載でもよい。

(参照)

農業競争力強化支援法（抜粋）

(定義)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「事業再編」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 合併、分割、農業生産関連事業の譲渡又は譲受けその他主務省令で定める措置を行うものであること。

二 前号の措置に係る農業生産関連事業の全部又は一部の方式の変更であって、農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十八条第五項において同じ。）その他の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものであること。

6 (略)

7 この法律において「事業再編促進対象事業」とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の相当部分を担う事業者の生産性が低いことその他の事情により、事業再編の促進が特に必要と認められる事業分野として主務省令で定めるものに属する事業をいい、「事業再編促進対象事業者」とは、事業再編促進対象事業を行う事業者をいう。

8 (略)

農業競争力強化支援法施行規則（抜粋）

(法第二条第五項第一号の主務省令で定める措置)

第一条 農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第二条第五項第一号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 株式交換

二 株式移転

三 資産の譲渡又は譲受け

四 出資の受入れ

五 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

六 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）

七 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

八 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）

九 会社又は外国法人の設立又は清算

十 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資

十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

2・3 (略)

(事業再編促進対象事業)

第二条 法第二条第七項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。

一 肥料製造事業、農薬製造事業及び配合飼料製造事業

二 米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業その他の飲食料品（花きを含む。以下この条において同じ。）の卸売事業

三 飲食料品の小売事業

四 小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品の製造事業

- (3) 事業再編の措置の内容
別表1のとおり
- (4) 事業再編に伴う設備投資の内容
別表2のとおり
- (5) 事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類
別表3のとおり
- (6) 譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容
別表4のとおり

3. 事業再編の実施時期

- (1) 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：平成30年4月
終了時期：平成35年3月

- (2) 毎事業年度の実施予定
別表5のとおり

4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

必要な資金は金融機関からの融資及び自己資金により調達する。資金の額及び調達方法の概要は別表6のとおり。

5. 事業再編に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成30年3月時点）
A社：300人
B社：180人
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数（平成35年3月末予定）
A社：450人
（内訳）
存続会社 A社：280人
消滅会社 B社：170人
- (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
A社：450人
（内訳）
存続会社 A社：280人
消滅会社 B社：170人
- (4) (3)中、新規採用される従業員数
A社：15人
- (5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
なし

2(3)～(6) 事業再編を実施するための措置の内容 等
それぞれ別表1～別表4のとおり記載する。

3. 事業再編の実施時期

(1) 事業再編の開始時期及び終了時期

事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

開始時期は、認定が見込まれる時期以降となる(任意)。したがって、申請日以前の期日を開始時期とすることはできない。終了時期は、開始時期から5年以内であれば、事業の計画の内容に従って任意に設定が可能。

(2) 毎事業年度の実施予定

別表5のとおり記載する。

4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

計画の実施に必要な資金について、概要を記載する。資金の額及び調達方法の概要は別表6のとおり記載する。必要な資金がわずかである場合やほぼすべてを自己資金でまかなう場合には、記載を簡略化することも可能。

5. 事業再編に伴う労務に関する事項

計画中の従業員数の推移及び労働条件の変更等について記載する。

関係事業者や外国関係法人がある場合は、当該法人ごとに記載し、その合計人数も記載する。

(1) 事業再編の開始時期の従業員数

それぞれの会社ごとに、開始時点における会社全体(事業部門単位でも可)の従業員数を記載する。(申請時点で把握している直近の従業員数を記載する。)

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

計画終了時点での(1)の従業員数の予定数を記載する。

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

(2)のうち、事業再編に関係する従業員数を記載する。(会社全体の取組である場合は、(2)と同じ数となる。計画の対象となる事業以外にも幅広く事業を行っている場合は、計画に関係する事業部門の従業員数を記載する。)

(4) (3)中、新規採用される従業員数

(3)のうち、計画期間中に新規に採用する従業員数を記載する。(事業譲渡などのケースで、計画に伴って承継する従業員数は含まない。)

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向、転籍、解雇の予定人員数を記載する。また、希望退職を募集する場合には、別途、その予定人員数を記載する。

6. その他
別表7のとおり

6. その他

(1) 農業競争力強化支援法施行令（平成29年政令第206号。以下「令」という。）第1条並びに農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第1号。以下「規則」という。）第10条第1号及び第2号に該当するものは、次の事項を記載する。

- ① 事業再編を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第1条又は規則第10条第1号若しくは第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
 - ② 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
- (2) 令第1条又は規則第10条第1号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
- (3) 規則第10条第2号に該当する場合にあっては、(1)の記載事項は、別表7により記載する。

(参照)

農業競争力強化支援法施行令（抜粋）

（公正取引委員会との協議が必要な事業再編）

第一条 農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第二十条第一項の政令で定める事業再編は、次に掲げるものとする。

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条第二項若しくは第十五条の二第二項若しくは第三項又は第十六条第二項（事業の譲受けに係る部分に限る。）の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならないこととされている事業再編
- 二 前号に掲げるもののほか、事業再編促進対象事業者の行う事業再編促進対象事業の属する事業分野における適正な競争を阻害するおそれがあるものとして農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣の共同で発する命令で定める事業再編

農業競争力強化支援法施行規則（抜粋）

（公正取引委員会との協議が必要な事業再編）

第十条 農業競争力強化支援法施行令第一条第二号の農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣の共同で発する命令で定める事業再編は、次に掲げるものとする。

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「独占禁止法」という。）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条の三第二項又は第十六条第二項（事業の譲受けに係る部分を除く。）の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならないこととされている事業再編
- 二 二以上の事業再編促進対象事業者が共同して実施しようとする事業再編であって、当該事業再編促進対象事業者のうち、いずれか一の事業再編促進対象事業者に係る国内売上高合計額（独占禁止法第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業再編促進対象事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超えるもの（当該事業再編を実施しようとする全ての事業再編促進対象事業者が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属するものを除く。）

別表1

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第5項第1号の要件		
	<p>合併</p> <p>(存続会社) 名称：A社 住所：東京都〇〇区〇〇 代表者の氏名：〇〇〇〇 合併前の資本金：5億円 合併後の資本金：8億円 (消滅会社) 名称：B社 住所：〇〇県〇〇市〇〇区 代表者の氏名：〇〇〇〇 資本金：3億円</p> <p>合併比率：A社：B社＝1：0.5 合併期日：平成30年7月10日</p>	<p>租税特別措置法第80条第4項第2号（認定事業再編計画に基づき行う合併時の登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条第4項第5号（合併に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
規則第1条第1項の要件		
十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	<p>撤去する施設とその内容：X工場（〇〇県〇〇市〇〇町）の工場建屋とサイロ</p> <p>帳簿価額：400百万円 撤去期日：平成31年2月28日 撤去比率：6.3%</p>	法第24条（中小企業基盤整備機構による債務保証）
法第2条第5項第2号の要件		
農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	<p>合併を機に、工場の閉鎖と既存工場への加熱加工、成形ラインを一式増設する等の設備投資を進めること等により、製造費・一般管理費を低減し、配合飼料の価格を低減させることとしており、販売価格引下げの指標として原料費／売上高比率をXX%からYY%に増加させることを目標とする。</p>	<p>租税特別措置法第46条の2（認定事業再編計画に基づく事業再編促進設備への投資に関する割増償却）</p> <p>法第24条（中小企業基盤整備機構による債務保証）</p>

別表1

事業の構造の変更及び農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化の内容について記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨とその見通しを可能な限り明らかにしつつ記載する。

措置事項：該当する措置について様式にそって記載。

実施する措置の内容及びその実施する時期：様式の（注）にある記載要領に沿って記載（次ページ以降の記入事項の例も参考とする）。

期待する支援措置：期待する支援措置について、該当する条文とその内容を簡略に記載（下記の支援措置の記載例も参考とする）。

（支援措置の記載例）

①登録免許税の軽減

- 株式会社の設立又は増資：租税特別措置法第80条第4項第1号（認定事業再編計画に基づき行う会社設立（増資）時の登記の税率の軽減）
- 合併による株式会社の設立又は増資：租税特別措置法第80条第4項第2号（認定事業再編計画に基づき行う合併時の登記の税率の軽減）
- 分割による株式会社の設立又は増資：租税特別措置法第80条第4項第3号（認定事業再編計画に基づき行う分割時の登記の税率の軽減）
- 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転：租税特別措置法第80条第4項第4号（法人設立に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）
- 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転：租税特別措置法第80条第4項第5号（合併に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）
- 分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転：租税特別措置法第80条第4項第6号（分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

②設備投資に係る割増償却：租税特別措置法第13条の2、第46条の2、第68条の33（認定事業再編計画に基づく事業再編促進設備への投資に関する割増償却）

③設備廃棄等に対する繰戻還付の特例：租税特別措置法第66条の13、第68条の98（認定事

業再編計画に基づく設備廃棄等への繰戻還付の特例）

④事業譲渡に際しての債権者催告の手続：法第23条（事業の譲渡の場合の異議の催告等）

別表 2

事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備等の種類	事業再編促進設備等の該当	設備等の名称	用途	設置場所	単価	数量	金額
30年度	建物	該当	工場建屋	製造工場	Y工場	1,000	1	1,000
	機械	該当	飼料製造機械	加熱加工、成形用機械	Y工場	2,000	1式	2,000
	小計							
31年度	器具	該当	測定器	飼料検査	Y工場	20	1	20
32年度	機械	非該当	〇〇	〇〇	〇〇	300	1式	300
33年度	機械	非該当	〇〇	〇〇	〇〇	300	1式	300
34年度	機械	非該当	〇〇	〇〇	〇〇	300	1式	300
合計								3,920

別表2

事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。このうち、法第18条第5項に規定する事業再編促進設備等に該当する場合にはその旨記載する。

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条の2、第46条の2又は第68条の33に基づく割増償却の特例を受けようとする場合は、当該別表において事業再編促進設備に該当することを明記する必要がある。

また、割増償却の特例を受けようとする対象が変更となった場合は、事業再編計画の変更手続が必要となる。

なお、事業再編促進設備には工具、器具及び備品、ソフトウェア、所有権の移転を伴わないリース設備等も含まれるが、税制の対象にはならないので留意する。

（参照）

農業競争力強化支援法（抜粋）

（事業再編計画の認定）

第十八条（略）

2～4（略）

5 前項の「事業再編促進設備等」とは、農業資材又は農産物の生産又は販売の用に供する設備等であって、事業再編の促進に特に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

6・7（略）

農業競争力強化支援法施行規則（抜粋）

（事業再編促進設備等の定義）

第五条 法第十八条第五項の事業再編の促進に特に資するものとして主務省令で定める設備等は、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、認定事業再編計画における同条第三項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現のために必要不可欠なものとする。

別表 3

事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類
(施設)

1. 撤去する施設の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	所在家屋番号	種類・構造	用 途	床面積	帳 簿 価 額	撤去期日
1	〇〇市〇〇町〇〇	鉄骨造	工場	1,200㎡	300	平成31年 2月28日
2	〇〇市〇〇町〇〇	鉄骨造	サイロ	1,050㎡	100	平成31年 2月28日
3						
合 計					400	

2. 撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

6,300

3. 施設の相当程度の撤去の比率 6.3%

(設備)

1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	設 置 場 所	設備の名称	用 途	数 量	帳 簿 価 額	廃棄期日
1	〇〇市〇〇町〇〇	配合飼料製造設備	配合飼料製造用	1 式	200	平成31年 2月28日
2	〇〇市〇〇町〇〇	配合飼料出荷設備	配合飼料出荷用	1 式	160	平成31年 2月28日
3						
合 計					360	

2. 廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

10,600

3. 設備の相当程度の廃棄の比率 3.4%

別表3

事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄について、以下に留意し記載する。

- ① 事業構造の変更として「保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄」を選択した場合は、「3. 施設の相当程度の撤去の比率」又は「3. 設備の相当程度の廃棄の比率」の値が5%以上となっている必要がある。
- ② 租税特別措置法第66条の13、第68条の98に基づく繰戻還付の適用を受ける予定の施設・設備について記載する必要がある。

(施設)

「3. 施設の相当程度の撤去の比率」は「1. 撤去する施設内容及び帳簿価額」の合計額を「2. 撤去する前に保有する全ての施設の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

(設備)

「3. 設備の相当程度の廃棄の比率」は「1. 廃棄する設備内容及び帳簿価額」の合計額を「2. 廃棄する前に保有する全ての設備の帳簿価額の合計額」で除したものを記載する。

別表4

譲渡、取得し、又は譲り受ける不動産の内容
(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1	〇〇市〇〇町〇〇	宅地	10,000	A社がB社との合併により譲り受ける土地
2	〇〇市〇〇町〇〇	宅地	7,000	A社がB社との合併により譲り受ける土地
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類・構造	床面積	その他
1	〇〇市〇〇町〇〇	鉄骨造	5,000	A社がB社との合併により譲り受ける家屋
2	〇〇市〇〇町〇〇	鉄骨造	4,000	A社がB社との合併により譲り受ける家屋
3				

別表4

譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。

事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

租税特別措置法第80条第4項第4号～第6号に基づく不動産の所有権移転時の登録免許税の軽減措置を受けようとする場合は、対象となる不動産を全て当該別表に記載することが必要となる。なお、必要な記載事項が含まれているのであれば、既存のリストで代替することも可能である。

別表 5
事業再編の実施時期

年度	実 施 内 容
30年度	7月10日 会社合併 2月1日 Y工場新製造ライン稼働 2月28日 X工場製造終了・閉鎖
31年度	製造体制の最適化
32年度	製造体制の最適化
33年度	製造体制の最適化
34年度	製造体制の最適化 原料費／売上高比率をXX%からYY%に増加させる。

別表 6
事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その 他	合 計	備 考
所要額		〇〇銀行 2,500	500	なし	3,000	・〇〇銀行からの「資金の借入れ」のうち、1,250は中小企業基盤整備機構による債務保証を希望

別表5

事業再編の実施時期について、予定を記載する。

別表6

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法について、その内訳を記載する。

融資、出資等の支援措置について備考欄に記載する必要があることから、A-FIVE や公庫等との相談は事前に行うこと。

(参照)

農業競争力強化支援法施行規則(抜粋)

様式第一 別表6(注)

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 社債又は資金の借入れについて法第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 法第25条第1項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 資金の借入れについて法第26条第1項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
5. 法第27条第1号若しくは第4号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「支援機構」という。)からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第2号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業再編を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。
6. 規則第4条第3項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該事業再編債権者の氏名(当該事業再編債権者が法人の場合にあっては、法人名)、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表 7

1. 事業再編促進対象事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業再編促進対象事業者の名称	A社	B社
国内売上高合計額	60,000 (平成30年3月期現在)	35,000 (平成30年3月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠	連結 A社 52,000 C社 8,000	単独

2. 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
商品又は役務の種類【配合飼料製造業】 事業地域【日本】

同業者の中において占める地位	名称	市場占有率	備考
第 1 位	〇〇	10.5%	
第 2 位	〇〇	10.0%	
第 3 位	〇〇	9.5%	
第 4 位	〇〇	9.2%	
第 5 位	〇〇	8.5%	
...			
第 8 位	甲	5.4%	甲(乙との合併により、第5位相当となる。)
...			
第 15 位	乙	3.1%	乙
全事業者数 〇社以上			
市場占拠率等の根拠となった資料等 〇〇調査、〇〇統計			

別表7

事業再編促進対象事業者の国内売上高合計額及び当該事業分野における競争の状況について記載する。

(参照)

農業競争力強化支援法施行規則(抜粋)

様式第一 別表6(注)

1. 事業再編促進対象事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業再編促進対象事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
2. 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
3. 国内売上高合計額の算定の根拠は、企業結合集団(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。)に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合(事業再編を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。)その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
4. 申請を行う事業再編促進対象事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編に係る商品又は役務に関する事業再編促進対象事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

※本申請書記載例については、今後の運用状況を踏まえ、適宜見直していきます。

添付書類

1 - (1)	定款の写し又はこれに準ずるもの※
1 - (2)	登記事項証明書（登記をしている場合）※
2 - (1)	事業報告書の写し、売上台帳の写し※
2 - (2)	貸借対照表※
2 - (3)	損益計算書※
3 - (1)	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資することを示す書類
3 - (2)	生産性が向上することを示す書類
3 - (3)	財務内容の健全性が向上することを示す書類
4	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法についての内容を記載した書類
5 - (1)	従業員の地位について
5 - (2)	従業員数の推移表

※ これらの書類は、申請者のものを添付する。計画申請時に特定会社が既に存在する場合には、当該事業者の分も添付する。

貸借対照表と損益対照表は、会社法で定める計算書類ベースのものを提出する。有価証券報告書で代用することも可能。

また、これらの書類は申請者などが現に事業を行っている事業者であるかを確認するものであるため、直近の確定決算に基づく書類を添付すればよい（決算短信ベースなどの簡略なもの、未確定なものは原則認められないが、決算短信を使用する方が前年度の確定決算値よりもより実態に即している場合など特別な事由がある場合には個別に要相談）。

良質かつ低廉な農業資材の供給について

当社は、B社との合併により、既存工場の閉鎖と設備投資を行うことで配合飼料の製造・供給体制の最適化を図るとともに、両社の技術力の相乗効果により更なる顧客対応力の強化を進める。

1. 製造体制の変更

合併を機に、当社のX工場の閉鎖を進める。併せて、旧B社のY工場に設備投資を行い最新の設備を導入し、近年需要が増加している加熱加工タイプの飼料の製造体制を強化する。併せて、GMPに対応したマネジメントシステムを構築し、認証を取得する。

閉鎖するX工場は、月産〇〇トンの生産能力を保有しているが、設備の老朽化が進み、稼働時間の延長が困難であるなどの問題が生じていた。合併を機に、X工場と同地区に位置するY工場に設備投資を行うことで、従来の〇%の人員、〇%の稼働時間で飼料を製造することが可能となる。さらに加熱加工タイプの飼料については、需要の伸びに対して製造能力が追いつかず、稼働時間の延長等により対応していたが、設備投資を行うことにより、製造効率が向上し、販売数量の増加にも対応可能となる。これらを踏まえると、製造費・一般管理費を〇%低減することが可能となると見込まれる（詳細は別途添付）。

2. 販売拡大に向けた取組

製造能力が向上した加熱加工タイプの飼料について、昨年末に発売した新商品〇〇シリーズを中心に営業を行い、加熱加工タイプの売上高を当社の豚用飼料売上高の〇%とすることを目指す。その際には、飼料効率の良さをアピールするとともに、顧客の飼養管理方法に適した飼料設計を提案する。

3. 目標設定の考え方

本計画では、製造体制の最適化等により、製造費・一般管理費を低減し、これにより価格を低減させることを目指している。

前述の通り、製造体制の変更により製造費・一般管理費は〇%低減すると見込まれており、これを踏まえると販売価格を従来と比較して〇%低減することが可能となる。今後の販売計画に価格の低減を反映させると（参考）のような推移となると考えられるため、販売価格引下げの指標として原料費／売上高比率をXX%からYY%に増加させることを目標とする（実際は国際相場等の影響により原料費が変動するため必要に応じて補正する）。（試算の詳細は別途添付）

4. 農産物の生産コストへの低減効果

平均的な養豚農家の経営コストに占める飼料費の割合は約65%であり、販売価格の引下げにより経営コストを約z%削減することが可能であると見込まれる（詳細は別途添付）。

（参考）全売上高に占める原料費の推移（3の考え方により目標を設定した場合の記載例）

	平成 28 年度 (基準年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全売上高				
原料費 (比率)				
	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度 (目標)	
全売上高				
原料費 (比率)				

添付書類3－(1) 記入時の留意事項

- 事業再編計画の1. 事業再編の目標及び2. 事業再編の内容に記載した内容に即して、より詳細に説明すること。
- 各種のデータについて根拠を示すこと(必要に応じて図面や写真なども活用すること)。例えば、記入例のケースであれば、以下のような内容についての資料が必要。
 - ・工場再編と製造費・一般管理費の低減の関係に関する試算
 - ・製造費・一般管理費の低減が販売価格、売上高に与える影響の試算
 - ・農家の経営コストに与える影響の試算 等
- 目標として採用した指標の推移を表などの形で示すこと。
- その他下記の点に留意し記載すること。
 - ・従来の方法との比較
 - ・取組により期待される具体的効果、メリット
 - ・取組内容と目標との関連性
 - ・取組内容と農産物の生産コストとの因果関係 等

生産性の向上について

(生産性向上の目標について)

(計画期間中の予測貸借対照表)

(計画期間中の予測損益計算書)

財務内容の健全性の向上について
(有利子負債／CF)

※エクセルファイルの様式を参照のこと

財務内容の健全性の向上について
(経常収支比率)

※エクセルファイルの様式を参照のこと

計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内容について

(様式自由)

従業員の地位について

平成〇〇年〇月〇日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

東京都〇〇区〇〇
A株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日、A労働組合に対して、当社経営陣から今般の事業再編計画に関する内容について説明を行いました。

従業員の出向・転籍や雇用条件など計画の内容について質疑応答の後、特段の異議はありませんでした。

※ 事業再編計画に関係する全ての事業者で作成すること。

従業員の推移表

※エクセルファイルの様式を参照のこと